

枚方市介護事業者等監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市介護保険サービス事業者等指導及び監査指針（以下「指針」という。）に基づき、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定

介護予防サービス事業者等」という。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「第 1 号事業指定事業者等」という。)) に対する監査方法等を定めるものとする。

(体制)

第 2 条 監査は、健康福祉部福祉指導監査課が実施する。

(実施方法)

第 3 条 監査の実施方法については、以下のとおりとする。

- (1) 監査の実施に当たって、介護保険施設等から事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は、指針第 13 条(1)に定める実施通知において当該事前提出書類の提出を求めることを付記する。
- (2) 指針第 8 条に定める監査への変更を行った場合、実施通知は、後日速やかに行う。
- (3) 監査は、原則 2 名以上の職員で行う。
- (4) 指針第 13 条(1)の監査担当者は、事前提出書類及び当該介護保険施設等が保有する関係書類等の確認を行うとともに、当該介護保険施設等に対して質問を行う。また、必要と認められる場合には、指針第 1 条の介護給付等を受けた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対する質問を行う。
- (5) 監査の実施に当たって、必要があると認めるときは、関係書類を預かり又はその写しの提出を求めることができる。
- (6) 前項の場合であって、関係書類を預かるときは、監査担当者は預かり書を作成し、当該介護保険施設等に交付するものとする。
- (7) 監査において、指針第 11 条に定める指定基準違反等又は人格尊重義務違反に関する事実等について、当該介護保険施設等から説明若しくは報告を求める場合にあっては、日時を定めて、健康福祉部福祉指導監査課の執務室その他の場所に出頭を求めることができる。
- (8) 監査において、当該介護保険施設等又は要介護者等から聴取した事項について、必要があると認めるときは、調書を作成し、聴取した相手方の署名等を得るものとする。
- (9) 監査終了後、監査担当者は当該監査に係る調書を作成し、市長に報告するものとする。

(行政上の措置)

第4条 指針第15条から第21条までの行政上の措置は、原則文書にて行う。

2 指針第15条から第21条までの行政上の措置に相当する事実が認められない場合であつて、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬請求について不正には当たらない誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

3 枚方市長は、当該介護保険施設等に対して、前項の規定により通知した事項については、文書により改善を求める。

(監査後の経済上の措置)

第5条 保険者に対し、指針第24条の不正利得の徴収を要請するに当たり、当該介護保険施設等の名称等、必要な事項を文書により通知する。

2 前項の保険者に対する通知の際には、保険者と事業者間で確定した返還額(当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を含む。)について、文書による報告を求める。

(権限行使の要請)

第6条 法第115条の32第2項第1号、第2号又は第6号に規定する介護サービス事業者に係る監査において指定又は許可の取り消しに相当する事案が発生した場合は、介護保険法第115条の33第3項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請及び同法第197条第2項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について(令和3年2月22日付老指発0222第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知)により、法第115条の32第1項に規定する権限を所管する厚生労働大臣又は都道府県知事に対して、当該権限を行うよう求めることができるものとする。

(様式)

第7条 監査の実施に関し必要な様式については別に定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日(一部改正)

3 平成27年4月1日(一部改正)

4 平成30年4月1日(一部改正)

5 令和2年6月24日(一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月28日から施行する。